

平成 24 年 9 月

平成25年度当初予算編成に対する
重 要 政 策 提 言

兵庫県議会議員

石 原 修 三

平成24年 9 月10日

兵庫県知事

井戸敏三様

兵庫県議会議員

石原修三

平成25年度当初予算編成に対する重要政策提言について

近年、地球規模の気候変動が農業を初め、産業、経済など人々の暮らしに大きな災いをもたらしています。我国、我が兵庫においてもその影響は計り知れないほど大きなものであると考えます。

本県の収入が伸び悩むなか、県民の皆様のニーズも多様化し行政に求められる内容や果たす役割も多様化しています。そんな中、第2次行財政構造改革推進方策によって更なる組織のスリム化、業務の効率化が求められ、職員皆様の献身的努力によって推進されており大きく評価するところであります。しかし、多様化した県民のニーズに十分に応えていると、県民の皆様に十分な理解が行き届いている様子には思えません。周知を図り理解の促進を図ることが必要ですが、より一層、潜在的な問題を調査研究し対応する事に貪欲でなくてはなりません。そこには過剰サービスの行政でなく、毅然とした行政の姿勢を持って臨むことが求められています。

今日よく無縁社会という表現がありますが、私たち日本人は古来より農耕民族であり、その特性である家族、地域、組織など集団の中で互いに助けあって生きる原点があります。しかしながら、昨今、個人主義的な考えが強まっています。そこで、今こそ原点に立ち返りお陰様という「共助」の基本をもっと強く活用した行政施策を執り、兵庫は有縁社会だと評価されるよう取り組むべきだと考えます。住んでよかった、暮らしてよかった兵庫となるよう安全安心の兵庫づくりの取り組みを更に推進して頂くよう願います。

このような認識のもと、以下 16 項目 28 件にわたり、平成 25 年度当初予算編成に向けた政策提言を行います。ご検討の上、具体的な政策として実現していただきますよう、よろしく申し上げます。

1 県のエネルギー政策について

- (1) 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する信頼が揺らぎ、「脱原発」や「再生可能エネルギーへの転換」を求める声が強まっています。中長期的な方向性としては異論がないが、再生可能エネルギーは、現時点では、発電コストや供給面での安定性などまだまだ課題が多く、今すぐ原子力に取って代われる状況にはありません。

県におけるエネルギー政策の決定に当たっては、情緒的な議論に流されることなく、産業や県民生活に対する影響、技術革新の状況等を中長期的な観点から冷静に見極めて判断すること。

- (2) 東日本大震災は、大規模な発電施設を集中的に立地させる事が、コスト面では優れていても、大規模災害時にはリスクとなる恐れを浮き彫りにしました。危機管理の観点からも、今後は、企業や住民の力を活用し、多様な主体が、様々な方法により発電を行う分散型エネルギーシステムの導入を推進するなど災害に強いエネルギー供給体制の構築を進めることを検討すること。

- (3) 再生可能エネルギーとして、県は太陽光発電の導入促進に力を入れているが、太陽光発電は発電効率が低く、天候にも左右され安定性に欠け、発電量を増やそうとすると広大な土地を必要とするなど課題も多い。

この点、最近、注目を集めている小水力発電は、降水量の多い我が国では適地も多く、設置規模も小さくてすみ、昼夜・季節を問わず発電量も安定し、高度な技術を必要としないので信頼性も高いなど利点が多い。また、過疎化が進む山間地をエネルギー生産拠点に変える可能性もあり、今後、導入の促進に努めるべきです。

ただ、設置コストや水利権の面で課題もあることから、課題の解決に向

けた検討を進めるなど、導入を進めるための施策の展開を図ること。

- (4) 電気事業の自由化で50kW以上の需要があれば特定規模電気事業者（PPS）から電気を購入できるようになっており、近畿の自治体でも、大阪府や奈良県、神戸市を含む4政令市などがPPSから電気を調達しています。

電気の調達先についてPPSを含めた入札を行えば、競争により従前より電気料金が下がる場合もあり、また、電気の調達先の多様化は、原子力発電所の運転休止の長期化による電力需給の逼迫の緩和など、危機管理の面からも利点があります。

本県でも、警察本部や企業庁などでPPSと契約しているほか、以前、本庁舎でもPPSから電気を調達した例があるが、県として行革や危機管理対策に力を入れている中、PPSからの電力の調達が可能な庁舎や施設については、全庁的にPPSも含めた入札をより一層積極的に実施するよう努めること。

2 防災対策について

- (1) 東日本大震災に係る被災地支援については、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かして、引き続き、できる限りの支援を行うこと。

また、近い将来の東南海・南海地震の発生が危惧される中、今回の支援の経験を今後の防災対策に活かしていくこと。

- (2) 東日本大震災の発生により、現在、防災対策としては地震津波対策や原子力災害対策に注目が集まっています。

しかし、温暖化が進む中、亜熱帯型、局所的集中豪雨による水害が多く発生しており、緊急度や危険度では、風水害対策の方が上回っていることを忘れてはならず、その対応が望まれるところであり、情報の収集、伝達等によって災害被害の軽減対策を取ること。

特に都市部では、アスファルトやコンクリートで舗装されている土地が多く、排水能力を超える雨が降れば一気に被害が広がる恐れがあり、溢れた水が地下街に流れ込めば重大な被害を引き起こします。排水能力や貯水能力の向上、地下街や地下道等の水没対策など都市における水害対策についても推進を怠らないこと。

3 外国資本による水源地域の買収対策について

林野庁の調査によれば、近年、北海道を中心に外国資本による森林の買収が進んでいます。世界的な水需要の増加を背景にした水資源の確保が目的とも言われ、自治体の中には対策を検討する動きも出ており、北海道のニセコ町では昨年5月に水資源を保全するための条例を施行しました。この条例では、地下水の多量採取や水源地周辺の開発を許可制にして乱開発を防ごうとしています。

豊かな森林を有する本県にとっても他人事ではなく、実際、林野庁の調査でも、神戸市内において平成19年に1件2haの森林取得の事例があったことが報告されています。本県においても外国資本の森林取得の実態把握に努めるとともに、水資源を守る観点から条例による規制も含め対策の検討を進めること。県民の命の水であり、楽観的な性善説による考えでなく、厳しくこの問題を捉え取り組むこと。

4 安全安心な健康福祉社会について

(1) 健康は全ての源であるとの観点で幼児期からの指導にはじまり、高齢期に至るまで、健康で健やかな生活ができるように、健康の啓発と指導に取り組むこと。

(2) 幼少期の肥満は成人後の健康にも影響があると言われていています。幼少期の生活指導を徹底し、肥満による健康被害の予防につとめ、当人の健康はもとより将来の医療費の削減が図られるよう取り組むこと。

5 家庭内暴力対策について

(1) 人間関係の希薄化が問われる社会において、若年夫婦等が子育てに関して未熟さ故に、暴力や育児放棄などという人道的に許しがたい行動に走る例があります。この様な不幸なことが起きないように、親子ともに救えるよう取り組むこと。

(2) 高齢者や家庭内の弱者に対する生活補助の非協力や暴力など、他人の目

に触れにくい事象に対する対策を取ること。

6 自殺者対策について

兵庫県は平成19年度に策定された自殺対策推進方策に基づき、平成28年までに県内の自殺者を1000人以下にするという目標をもって取り組まれております。人の死において自殺ほど悲しいものはありません。自殺者を失くすことは社会の責務において取り組むことであり、全ての機関の連携強化を強力に推進し一層の対策に取り組むこと。

7 受動喫煙防止条例について

煙草の煙が県民の健康に悪影響を及ぼすことに対して受動喫煙防止条例が施行されますが、県民、事業者にも周知徹底を図り、条例の趣旨目的について十分な理解と協力を得られるように取り組むこと。

8 生活保護受給者の就労意欲の向上について

生活保護受給者の増加が問題になっておりますが、老齢世帯や傷病など労働したくてもできない人については積極的に保護してゆくべきです。

その中で、現役世代であり職に就けずやむをえず保護を受けることになった身体的問題のない方々には社会復帰を促すためにも公共施設等でのボランティア活動など積極的に取り組む機会を与えることが必要です。このような活動から社会への参加意識が育まれるものと考えます。これらを踏まえ生活保護受給者の就労意欲を向上させるよう取り組むこと。

9 中小企業支援について

昨今の景気低迷の継続により中小企業の経営は一部を除き限界に達しており、雇用を維持し企業を存続させることは困難を極める状態にあります。本県を支えるこれらの企業支援、特に経営安定化資金面での柔軟な対応をすること。

10 楽農生活の推進について

(1) 近年、食の安全・安心や、貿易の自由化を巡る食料自給率の問題などにより、県民の農業に対する関心は高まっています。このような中、県の農業施策としては、産業としての農業振興対策だけでなく、県民の農業に対する理解を深めるため、県民が食と農に親しみ、命をつなぐ仕事としての農の大切さを自覚し、食料自給に対する意識を向上させ、それぞれのライフスタイルに応じた取り組みを実践できるよう、働きかけていくことが重要です。

この点、県では、「楽農生活」を提唱し、その実践・体験拠点として兵庫楽農生活センターを設置しており、農業に触れたいという県民のニーズにもマッチして、平成18年度の開設以降、毎年、20万人程度の入園者を集めるなど、楽農生活の拠点として成果を上げています。

しかし、参加希望者が募集定員を超えて希望に応じられないコースがあったとも聞くので、近隣の市民農園等とも連携するなどして、利用希望に柔軟に対応できるようにすること。

また、神戸地域以外の都市住民における楽農生活に対するニーズに応えるため、サテライト施設の設置などによる全県的な展開も検討すること。

(2) 楽農生活センター周辺は豊かな環境に恵まれた地域であります。この地域では、希少種であるギフチョウを神戸市立神出自然教育園が放蝶し、神出学園の努力によってカンアオイが保護・育成されております。また、以前より地元の老人会を中心にこちらも希少種であるカタクリを保護・育成されています。このギフチョウ、カンアオイ、カタクリの育成拡大によって生物の多様性や自然との融合を図り、保護施設利用にも大きく貢献するものと考えますので地域と連携して取り組むこと。

(3) 今後、兵庫県の中山間地域では、農業従事者の高齢化と過疎化によって休耕田や耕作放棄地が増えることが予想されます。田畑が休耕田から耕作放棄地になってしまうと田畑の持つ多面的機能が失われてしまいます。田畑は食物を作る以外にも大きな役割を持っていますがとりわけて重要なのが、水害を軽減する保水力です。大雨が降った時、山の斜面を駆け降り

てくる雨水が田畑に差し掛かると、田畑の土に染み込み、その勢いを失います。それにより、河川が氾濫するのを遅らせたり防いだりすることができます。昨年成立した総合治水条例の基本的な考え方から見ても十分に考慮し対策を取る必要がある問題です。その他にも、生物の多様性を保つなど多面的機能を持つ田畑を休耕田から耕作放棄地にしない為に、自然環境を県民全体で共有し、その利益を得ているという観点から県民みどり税を財源にして、休耕田の管理に対する助成を行うこと。

11 県土の整備について

(1) 阪神淡路大震災の教訓をふまえ兵庫六基幹軸構想を進めておりますが、国道175号線の早期4車線化が望まれます。特に交通量の多い神戸市内(西区)はボトルネックによる渋滞で多大な経済損失が発生しており、一刻も早く整備を図ること。

(2) 地元建設業の育成について

ア) 県下の中小零細の建設業を営む環境は非常に厳しい状況にあることから、公共工事の発注においては十分な配慮を行うこと。

イ) 建設業経営審査基準に企業の社会貢献に評価点数加算するとあるが金銭寄付などは企業の体力によって大きく左右され、望ましくありません。企業ができる普段の努力を評価すること。

12 紀淡連絡道路事業の推進について

和歌山と洲本を結ぶ道路として計画されている「紀淡連絡道路」は、関西における環状道路ネットワークを実現するとともに、四国、淡路、和歌山、大阪南部など関西南部の都市間交流を促進することが期待されているが、国や自治体の財政難から実現に向けた動きはストップしている状態です。

一昨年に設立された関西広域連合は東日本大震災の支援で成果をあげるなど一定の効果を発揮しているが、関西広域連合が、関西全体の広域行政を担う責任主体として更に成長していくためには、経済・文化面での交流を促進するなど構成府県間の一体性を高めていく必要があり、そのためには「紀淡

連絡道路」の整備が欠かせないと考えています。

昨今の社会経済情勢からすれば、中長期的課題にならざるを得ないとは思いますが、実現に向けた旗を降ろすことなく、整備に向けた国への働きかけを継続強化すること。

13 地域整備事業の終息に向けた検討について

現在、企業庁の地域整備事業においては、新たな開発には着手せず、既存の事業用地の分譲を推進し平成30年度までに分譲済率90%を目指すとしています。しかし、平成23年度末時点の進捗率は約72%にすぎず、今後は年平均約21haの分譲を進めなければならないが、これは過去3年間の実績を大幅に上回っており、今後の経済情勢の見込みからすれば目標達成は事実上不可能と思われる。また、分譲対象の土地以外に1300haを超える進捗調整地も抱えています。

企業庁の地域整備事業は、経済成長期における良質な産業用地、住宅用地の供給という点で重要な役割を果たしてきたが、民間企業も力をつけるとともに、少子高齢化が進み人口減少社会を迎えた今、その役割をすでに終えていると考えます。

事業を継続すれば、人件費等の管理経費、企業債の利息等の費用負担も発生し続けます。事業を継続することによるマイナス面も良く見極め、事業からの早期撤退も見据えた検討を進めること。

14 教育について

(1) 昨今、我が国とロシア、中国、韓国との間における領土問題（ただし中国については相手が一方的に主張しているだけで我が国と中国の間に領土問題は存在しない）がよく報道されています。

特に中国と韓国においてはその国民、政府による常軌を逸した行動が散見される状況ではありますが、その根底には当事国の教育による影響が大きいと考えます。これらの国との領土問題において、我が国は歴史の事実と国際法に照らし合わせて何ら問題なく日本の領土であることを証明できます。

そこで次代を担う子供達が、これらの近隣諸国の人々また世界の人々と交流するうえで、互いに誤解や偏見を持たないためにも、領土問題に関する十分な知識を持つ事が必要と考えます。そのために、近現代史と領土問題について、相手国の主張も踏まえながら、国際法に基づき教育、指導することが必要であり、これらの問題を教育する時間を設け、正しい知識の醸成に取り組むこと。

(2) 生きる力とは実社会において様々な困難を克服する能力であると考えます。教育の基本、知育、徳育、体育、食育を育み学習の基礎を培い社会生活対応能力を重視した教育をすること。

(3) 後期成熟社会の少子高齢化著しい社会において、幼少期より他人と交わる機会が減少する中、人の痛みや、人への思いやりが欠ける今日こそ情操教育に取り組み心豊かな兵庫っ子を育むこと。

15 いじめ対策について

いじめを失くすことは最重要でありその防止対策に万全を期すこと。

また、いじめの早期発見、早期対策をとり陰湿、悪質、巧妙化するいじめに学校、家庭、地域、警察（平成14年5月文部省通知）の連携強化に県下全小中高を対象に取り組むこと。

16 警察力の充実について

県民の安全・安心を守ることは、県に課せられたもっとも大きな役割です。厳しい財政状況の中、聖域無き行革を進める必要性は認めるものの、警察力の低下は県民の安全・安心に直結する問題であり、一定の配慮が必要で慎重に対応すべきです。

犯罪の認知件数は減少しているものの、犯罪が多様化・巧妙化する今日において社会生活に不安を与える無差別殺傷事件など常軌を逸した特異な事件によって県民の体感治安に対する不安が増加していますが、地域の中において、警察官の姿が見え、交番等の拠点があることは、県民の安心感や犯罪の

抑止にもつながり、事件発生時の初動対応面でも効果があります。

現在の財政状況においても、必要であれば体制の強化をためらうべきではないが、警察官の増員や交番等の新設が難しいのであれば、既存の組織・人員を効率的・効果的に活用するため、県下の治安状況の変化を適時的確に把握し、それに応じて人員の配置や拠点の再編など体制の見直しを柔軟に進めるなど、速やかな対応に努めること。また、人員のみならず装備資機材を含め充実を図り治安向上を図ること。